第22回 重点方針専門調査会 議事要旨

(開催日時等)

- 1 日時 令和元年 10 月 10 日 (木) 10:00~12:00
- 2 場所 中央合同庁舎8号館8階特別中会議室
- 3 出席者 ※肩書は開催当時

会長 佐藤 博樹 中央大学大学院戦略経営研究科教授

議員・委員 小山内 世喜子 一般社団法人男女共同参画地域みらいねっと代表理事

白河 桃子 少子化ジャーナリスト、作家、相模女子大学客員教授

末松 則子 三重県鈴鹿市長

鈴木 準 株式会社大和総研政策調査部長

高橋 史朗 麗澤大学大学院特任教授・モラロジー研究所教授 種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We 富山院長

辻村 みよ子 明治大学専門職大学院法務研究科教授 徳倉 康之 NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事、

株式会社ファミーリエ代表取締役社長

室伏 きみ子 お茶の水女子大学学長

横田 響子 株式会社コラボラボ (女性社長. net 企画運営) 代表取締役

渡辺 美代子 国立研究開発法人科学技術振興機構副理事

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
- (1)「女性活躍加速のための重点方針2019」に基づく令和2年度予算概算要求等の状況について
 - 各府省庁ヒアリング
 - 意見交換
- (2) 今後の重点方針専門調査会の進め方等について
- (3) その他
- 3 閉会

(議事概要)

- 〇 「女性活躍加速のための重点方針 2019」に基づく令和 2 年度予算概算要求等について、各府 省庁からヒアリングした上で、意見交換を行った。
- 今後の重点方針専門調査会の進め方等について、意見交換を行った。
- 「フリーランス・芸能関係者へのハラスメント実態アンケート」について、白河委員からの 発表が行われた。
- 男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する体制等について、事務局より報告を行った。

(委員等からの主な発言)

【女性活躍推進法の施行後3年の見直しを通じた取組の推進、女性活躍情報の「見える化」の深化】

- ・同じ女性役員比率でも何人女性役員がいるかということに意味があることから、女性役員比率 の公表の際は、併せて人数を公表させるべきではないか。
- ・ 育児休業の取得期間の長さが男女で違うことが課題であることから、男女別の育児休業の長さ を比較できるようにした方がよい。
- ・残業時間の公表については平均値にするとならされてしまうので、前年度の数字と比較できる ようにする、中央値にするなど開示の仕方を工夫した方が良い。
- ・女性活躍のデータベースを見ているのは、企業のダイバーシティ関係者と投資家。海外投資家は①賃金格差、②ハラスメント指針の有無、③男女平等に育児をする環境が整っているか、を見ているが、現行の開示ではこれらの関心事項に応えられていない。ぜひ、②のハラスメント指針の有無はわかるようにしてほしい。

【企業や団体における女性の参画拡大に資する環境整備 (運送分野、海運業・造船業等の海事産業分野・建設分野、観光分野)】

内航船に関する取組について、若い男性でもなかなか就業しづらい状況がある中で、日本の国内でロールモデルや、また、諸外国の海運をやっているところで、ロールモデルなどがあるのか。

【幼児期の教育・保育、放課後児童クラブ等の「量的拡充」及び「質の向上」(うち地域限定保育 士事業、家事支援外国人受入事業の部分)】

- ・保育士の人員確保は重要だが、保育施設の質、保育士の質の保証を進めていただきたい。世界 的にも幼児教育、保育の質が高いほど、子どもたちの将来への影響が大きいと言われている。
- ・地域限定保育士の受験者、合格者の表について、女性割合が全く出ていない。現状がどうなのか、それが今後どうなっていくのかが見えない。
- ・地域限定保育士について、実技試験を講習に変えるなど柔軟に試験を行うことができる、とあるが、保育士の質を確保するための歯止めはかけられるのか。保育士の不足を解決するための 試験の質を下げるということは、保育の質の低下に拍車をかけることになる。
- ・家事支援外国人受入事業について、労働基準法に基づいた雇用環境というのが確保されている と思うが、人権を尊重した雇用の確立を図っていただきたい。また、苦情相談等を利用する際 の支援者的な存在というのが必要ではないか。

【幼児期の教育・保育、放課後児童クラブ等の「量的拡充」及び「質の向上」(うち地方裁量型認可移行施設の部分の部分)】

- ・保育士の人員確保は重要だが、保育施設の質、保育士の質の保証を進めていただきたい。世界 的にも幼児教育、保育の質が高いほど、子どもたちの将来への影響が大きいと言われている。
- ・保育の質の確保のために、定期的な指導・監督の実施、運営状況の見える化ということを行っているが、どのような周期で、どのような体制で行っているのか。
- ・子ども・子育て支援制度の5年後見直しの関係で、特区でやっているようなものを全国に広げていくというアジェンダになっているのか。

【働く意欲を阻害しない制度等の在り方(うち再婚禁止期間の部分)】

・法制審との関係では、民法第 772 条(嫡出の推定)関連の民法(親子法制)部会で民法第 733 条(再婚禁止期間)の検討までできるのか。できるのであれば、その議論の期間はどれくらいなのか。

【男女共同参画の視点からの防災・復興の取組】

- ・これからの復興計画には、女性の視点が欠かせない。女性の視点が入ってこそ、初めて新しい まちづくりができる。
- ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針等の改定に関連して液体ミルクの話があったが、液体ミルクだけでは駄目で、水が使えない状況なので、使い捨ての哺乳瓶もセットでやっていただきたい。
- ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針や事例集等について、各自治体の防災担当者 に直接研修・周知をするよう、努力していただきたい。

【今後の重点方針専門調査会の進め方等について】

- ・今後の専門調査会では、施策について、全体としてどういう影響が出ているのか、どういう効果があったのかということを認識できるような方向で進めていきたい。また、施策が上手く進まなかった場合は、それをどう直せばよいのかというところを重点的にヒアリングすれば今後につながると思う。
- ・議論している施策は予算立てがされているものに限られており、そこから漏れてしまっている ものが非常に気になる。何故予算化されなかったのか、何故そういう政策が作られなかったの か、検証、監視に、ウェートを置くことに賛成である。
- 事業を行った先にある効果が非常に重要である。何をもって社会的なインパクトとするのかということをしっかり議論した方が良い。

以上